

第1回 ドメイン名と知的財産権に関する研究会

1999年7月13日(火) 10:00~12:00、JPNIC会議室

テーマ“「WIPO インターネット・ドメインネーム・プロセス」最終レポートの概要とその成立過程について”

報告者：久保次三

最終レポートの提案内容の骨子

第2章 サイバースペースとその他の世界との乖離の防止

- 第 57 節 エレクトロニック手段又は書面によるDN登録者とレジストラ間の契約関係の構築。
- 第 66 節 正確かつ信頼できるコンタクト情報の提供が、DN登録の条件。
- 第 73 節 正確かつ信頼できるコンタクト情報の定義。
- 第 81 節 コンタクト情報、DN登録日、仲裁希望の有無をリアルタイムで公表。
- 第 86 節 プライバシー保護の観点から使用限定DN、非商用DNの取扱については、ICANNでの更なる検討が必要。
- 第 90 節 コンタクト情報の使用限定 広告・販促等への流用防止策の構築。
- 第 94 節 DNの使用意図の表明。
- 第 96 節 登録料の支払が、DN使用の条件。
- 第 98 節 DNの登録使用期間は有限 再登録には再登録料の支払が必要、不払ならば取消。
- 第 102 節 待機期間は設けない。
- 第 105 節 事前の商標調査を条件とせず。但し、登録申請者による調査の励行を推奨。
- 第 109 節 第三者の知的財産権を侵害していないことと、提供情報が真実・正確であることの表明。
- 第 111 節 管轄裁判所とADRの選択。
- 第 116 節 登録申請者が提出した情報の自動検証システムの開発と採用。
- 第 119 節 コンタクト情報が不正確又はアップデートされないときは重大な契約違反。
- 第 123 節 知財権侵害又はコンタクトできないとの第三者からの申立による取消。
- 第 128 節 併用されている同一DNの強制的識別措置の導入は不要 当事者間の判断。

第3章 紛争解決手続

- 第 140 節 如何なる紛争解決手段も裁判所への提訴を妨げるものであってはならない。
- 第 147 節 登録申請者が提訴出来る法域は、その居住国かレジストラの所在国。

- 第 1 5 7 節 すべての open gTLDs に共通する統一 ADR の採用。
- 第 1 6 2 節 登録申請者による ADR の拒否は認められない。
- 第 1 6 9 節 ADR は、DN の乱用・悪用登録の範囲に限定される。
- 第 1 7 1 節 同一又は類似（誤認混同を惹起するもの）
正当な権利者でない。
悪意の登録と使用。
- 第 1 7 7 節 何が乱用・悪用に該当するのかの判断は、あらゆる状況が総合的に勘案された上で、適切と思われる法律が適用されることによる。
- 第 1 8 8 節 ADR による救済は、DN の取消、移転及び手続費用の負担配分に限られる。
- 第 1 9 3 節 両当事者が同一であって、当該 DNS(any open gTLD) が乱用・悪用に係わるものであれば、併合審理が可。
- 第 1 9 6 節 ADR は、最初に裁判所に提訴されることを否定しない。
ADR は、各国の先行判決に拘束されない。
ADR 完結後であっても、裁判所への提訴は可能。
ADR 中に裁判所への提訴があったときは、ADR を中断するかどうかはパネルの判断による。
ADR の決定と裁判所の判決が異なるときは、裁判所判決が優先する。
- 第 1 9 9 節 ADR への申立は、いつでも可。
- 第 2 0 3 節 ADR 開始から 4 5 日以内に最終決定が下される。
- 第 2 0 7 節 ADR パネルは、3 名で構成される。
- 第 2 0 9 節 ADR サービスプロバイダーが ADR パネルのメンバーを指名する。資格、経歴等の詳細を記載したリストがインターネットで公表される。
- 第 2 1 4 節 すべての ADR 訴答資料がエレクトロニック・ファイリングで整備される。
- 第 2 2 0 節 ADR の決定は、7 日後に確定・発効する。
ADR 決定は、DN 登録者の権利を拘束する。
登録機関は、ADR 決定の執行について何ら責任を負わない。
ADR 決定は、ウェブサイトで公表される。
- 第 2 2 2 節 ADR 決定に対する不服を受け付けるアピールプロセスは不要。
- 第 2 2 7 節 料金は、各 ADR サービスプロバイダーが決定できる。
第三者の ADR 申立者が、申立時に料金を支払う。但し、ADR パネルはその決定において手続費用の負担配分を定めることが出来る。
- 第 2 3 5 節 登録申請者は、申請時に仲裁を希望する旨表明できる。
- 第 2 3 9 節 オンラインによる仲裁手続が可能とされる。
- 第 2 4 4 節 調停手続に関する規定は不要。

第4章 有名・周知商標の保護

第275節 新gTLDsの導入にあたっては、広範囲な地域及び非類似の商品・役務分野においても、有名・周知商標が排除されるシステムが担保されること。

第278節 ICANNは、open gTLDsにおける有名・周知商標の排除システムを策定すること。

登録機関は、ICANNとの契約により排除決定を執行すること。

第280節 排除の申立、決定のすべてをウェブサイトで公表する。

全パネルメンバー並びに案件毎に指名されるパネル3名のリストの公表。
利害関係者の参画が許される。

統一手続システムの採用。

第282節 排除決定は、各国工業所有権官庁・裁判所の判断を拘束するものではない。第

287節 排除決定の審理に際しては、あらゆる状況が総合的に勘案されるが、特に
第284、285節に記載の各判断要素（網羅的なものではない）が考慮される。

第291節 排除決定を求める申請者が、立証責任を負う。

第303節 新gTLDsを導入するときには、ICANNは国際機関、政府間機関及びINNs
(International Nonproprietary Names)の名称・頭文字の乱用・悪用登録を
排除するシステムを構築すること。

第5章 新gTLDsの導入

第343節 本レポートが言及しているADRや有名・周知商標の排除システム等の紛争
解決手段が導入されない限り、新gTLDsが新設されてはならない。

以上